

令和元年度 医療機器等販路拡大支援事業補助金 公募要領

公益財団法人ひろしま産業振興機構

I 事業の目的

この補助金は、ひろしま医療関連産業研究会会員企業が事業戦略に基づき、自社の製品又は技術について、医療、福祉、健康機器（以下「医療機器等」という。）を対象とした次の各号に掲げる取組を実施する際に要する経費を補助することにより、企業の販路拡大及び事業提携を効率的に促進することを目的とします。

(1) 展示会等経費

展示会等の出展に要する経費

(2) 試作品製作、評価・試験、技術相談に要する経費

展示会出展や商談のための試作品製作（以下「試作品製作」という。）、公設試験場・民間分析受託機関の評価・試験、（以下「評価・試験」という。）、ISO13485 取得・薬事対応に関する第三者認証機関等への技術相談（以下「技術相談」という。）に要する経費

II 補助事業の内容

1 補助対象者

補助対象者は、次の要件の全てを満たす企業とします。

- (1) ひろしま医療関連産業研究会の会員企業であること。
- (2) 県内に主たる事業所又は生産拠点を有していること。
- (3) 市場性が高く、事業効果が大きいと認められる製品又は技術を有していること。（県内で開発されたものに限る。）

2 補助対象事業

医療機器等を対象とする「展示会等経費」「試作品製作、評価・試験、技術相談に要する経費」で、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 対象事業者が、自ら開発した製品又は技術の販路拡大等のために行う事業活動であること。
- (2) 申請時の会計年度内に支払いが完了するものであること。
- (3) 他の団体等から当該補助事業に係る経費についての補助を受けていないこと。
- (4) 上記(1)～(3)の規定にかかわらず、「展示会等経費」については、公益財団法人ひろしま産業振興機構が主催する展示会等に出展する場合は、補助対象としない。

3 補助対象経費

事業を実施するために必要と認められ、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認されるものに限り、

補助金の交付の対象となる経費及び補助率については、「別表」のとおりとします。

消費税及び地方消費税は補助対象となりません。

別表

医療機器等販路拡大支援事業補助金対象経費及び補助率等

【展示会等経費】

補助対象経費			補助率	補助限度額 ／年度
区分	経費内訳	内 容		
展示会等経費	小間料	展示会等で、割当てられた空間の使用料	補助対象経費の 1／2以内	30万円
	装飾料	小間の飾り付けに要する経費		
	その他	その他副理事長が必要と認める経費		

留意事項

- (1) 補助金の額は、経費内訳ごとの補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額とします。ただし、それぞれ区分ごとに、その補助限度額を超えないものとします。
- (2) 交付決定日以後の支払いに要した経費のみを補助対象経費とします。ただし、小間料等で、展示会等の開催時期や主催者側の都合上、交付決定日前にやむを得ず支出しなければならない経費が生じる場合、事前に副理事長の承認を得ているものについては、この限りではない。
- (3) 会計は補助事業単独で管理してください。
- (4) 補助金の支払いは、精算払いとします。補助金が支払われるまでの資金手当が必要となります。
- (5) 補助対象経費は、原則銀行振込によって行われるものに限りません。また、支払いをする際に、補助対象経費以外の経費との同一支払いはしないでください。やむを得ず他の経費と同一で支払いをしなければならない場合は、その明細が明確になるよう整理してください。
- (6) 実績報告の際に、
 - ・ 補助対象経費の明細と支払いに関する見積書・納品書・請求書、外注の場合は契約書
 - ・ 支払いの事実を証する金融機関の振込金受取書
 が提出されない場合は補助対象経費とすることができません。
- (7) 申請企業の人件費、旅費、運搬費、広報物印刷費は対象になりません。
- (8) 「その他」は、例えば海外展示会出展の際の交通費など、特別な事情により例外的に副理事長が必要と認める経費を想定しています。
- (9) 年度内において、複数回展示を行う場合も、補助限度額を超えないものとします。

【試作品製作、評価・試験、技術相談に要する経費】

補助対象経費			補助率	補助限度額 ／年度
区分	経費内訳	内容		
技術相談に要する経費	試作品製作 (原材料費)	試作品製作に関する原材料及び副資材の調達に要する経費	補助対象経費の 1 / 2 以内	20万円
	試作品製作 (外注加工費)	試作品製作に関する外注加工等に要する経費		
	評価・試験費	公設試験場・民間分析受託機関の評価・試験に要する経費		
	技術相談	ISO13485 取得・薬事対応に関する第三者認証機関等への技術相談		
	その他	その他副理事長が必要と認める経費		

留意事項

- (1) 補助金の額は、経費内訳ごとの補助対象経費に補助率を乗じて得た額の合計額とします。ただし、それぞれ区分ごとに、その補助限度額を超えないものとします。
- (2) 交付決定日以後の支払いに要した経費のみを補助対象経費とします。
- (3) 会計は補助事業単独で管理してください。
- (4) 補助金の支払いは、精算払いとします。補助金が支払われるまでの資金手当が必要となります。
- (5) 補助対象経費は、原則銀行振込によって行われるものに限りません。また、支払いをする際に、補助対象経費以外の経費との同一支払いはしないでください。やむを得ず他の経費と同一で支払いをしなければならない場合は、その明細が明確になるよう整理してください。
- (6) 実績報告の際に、
 - ・ 補助対象経費の明細と支払いに関する見積書・納品書・請求書、外注の場合は契約書
 - ・ 評価・試験、技術相談は、契約書、結果が分かる資料
 - ・ 支払いの事実を証する金融機関の振込金受取書
 が提出されない場合は補助対象経費とすることができません。
- (7) 申請企業の人件費、旅費、運搬費、広報物印刷費は対象になりません。
- (8) 『試作品製作』は、展示会出展や商談のための試作品（製品プロト、技術プロト）製作に必要な原材料及び副資材の調達に要する経費、外注加工費などを想定しています。
- (9) 『試験・評価』は、製品や部材の安全性に関する試験、耐久試験などを想定しています。
- (10) 『技術相談』は、第三者認証機関等（認証機関、コンサル）への技術相談を想定しています。
- (11) 年度内において、複数回を行う場合も、補助限度額を超えないものとします。

4 補助対象事業実施期間

交付決定のあった日～令和2年3月20日（金）

5 補助事業の併用禁止

実質的に同一内容の事業（相当程度重なる場合を含む）について、他の補助制度を利用する場合は、この補助事業を利用することはできません。

Ⅲ 申請の方法

1 受付期間

【展示会等経費】

~~第1次 令和元年6月7日（金）～令和元年6月28日（金） 17時必着~~

第2次 令和元年9月6日（金）～令和元年9月27日（金） 17時必着

【試作品製作、評価・試験、技術相談に要する経費】

令和元年6月7日（金）～令和元年12月27日（金） 17時必着

※1ヶ月前までに、交付申請書を提出してください。

※予算に達した場合は、受付を終了します。（HP上で周知します。）

2 提出書類

- (1) 令和元年度医療機器等販路拡大支援事業補助金交付申請書 1部

様式（A4縦）は、「ひろしま医療関連産業研究会」のホームページからダウンロードが可能です。

http://www.hiwave.or.jp/ikourenkei/activity_schedule/1791/

- (2) パンフレット等

【展示会等経費】

展示会、企業・事業概要・取扱製品等が分かるもの

：展示会パンフレット、会社案内、商品カタログ、写真、図面等）各1部

【試作品製作、評価・試験、技術相談に要する経費】

試作品製作、評価・試験、技術相談の概要、企業・事業概要・取扱製品等が分かるもの

：試作品のパスなど試作内容が分かる資料、評価・試験の依頼先及び内容が分かる資料、技術相談の依頼先及び内容が分かる資料、会社案内、商品カタログ、写真、図面等）各1部

3 応募の方法

郵送・宅配又は直接持参してください。郵送・宅配の場合は、封筒の表に「医療機器等販路拡大補助金」と朱書きし、ひろしま医工連携推進センター宛てに提出してください。

提出先等は、VIのお問い合わせをご確認ください。

IV 採択の方法

評価委員会での評価に基づき決定します。

また、採択された場合であっても、予算の都合により補助金を減額する場合があります。

なお、採択になった場合は、業種、企業名、所在地、代表者名を公表することについて申請者の了解を得たものとして取り扱います。

1 採択基準

【展示会等経費】

交付申請書等に基づき、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

(1) 展示物の市場性、優位性

製品・技術の独自性、優位性、革新性等により、総合的に判断します。

(2) 事業効果

当該展示会に出展した場合に想定される販路拡大成果、広島県への経済波及効果等により総合的に判断します。

※事業内容について、具体的に記載をお願いします。

※過去に採択された企業については、優先順位が下がる場合があります。

【試作品製作、評価・試験、技術相談に要する経費】

交付申請書等に基づき、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものから予算の範囲内で採択します。

(1) 試作品製作又は評価・試験や技術相談の対象である製品・技術の市場性、優位性

製品・技術の独自性、優位性、革新性等により、総合的に判断します。

(2) 事業効果

当該試作品製作又は評価・試験や技術相談による販路拡大等の成果により総合的に判断します。

※事業内容について、具体的に記載をお願いします。

※過去に採択された企業については、優先順位が下がる場合があります。

2 スケジュール

【展示会等経費】(年2回に分けて募集)

- 1 交付申請書の作成・提出 ~~第1次申請〆切：令和元年6月28日(金)まで~~
第2次申請〆切：令和元年9月27日(金)まで
- 2 評価委員会による審査 ~~第1次審査：7月上旬~~
第2次審査：10月上旬
- 3 交付決定通知(採択された申請者へ) ⇒ 事業着手
(審査の結果、不採択となった場合は、不採択通知)
- 4 事業完了後に実績報告書提出 ⇒ 額の確定通知
- 5 精算払請求書提出 ⇒ 支払い

※ 補助事業終了後、1カ月後及び補助事業が完了した日の属する会計年度を含めて3年間の補助事業の成果について、各年度3月末の状況を翌月までに、補助事業の成果報告書を提出

【試作品製作、評価・試験、技術相談に要する経費】（随時募集）

1 交付申請書の作成・提出（※申請〆切：令和元年12月27日まで）（随時募集）

※該当事業の1カ月前までに、提出してください。

2 評価委員会による審査（交付申請書が提出された都度、随時審査を実施）

3 交付決定通知（採択された申請者へ） ⇒ 事業着手
（審査の結果、不採択となった場合は、不採択通知）

4 事業完了後に実績報告書提出 ⇒ 額の確定通知

5 精算払請求書提出 ⇒ 支払い

※ 補助事業終了後、1カ月後及び補助事業が完了した日の属する会計年度を含めて3年間の補助事業の成果について、各年度3月末の状況を翌月までに、補助事業の成果報告書を提出

3 交付決定の取消し

決定条件の不履行、報告書等の提出を怠ったり、虚偽の申請等の不正事由や補助金の目的外使用、他の補助制度との併用等が発覚したときは、交付決定を取り消すことがあります。既に補助金の支払いが行われている場合は返還義務が生じます。

V 補助事業者の義務

この補助金の交付決定を受けた場合は、次の事項を遵守していただきます。

(1) 補助事業の内容を変更する場合は、事前に承認を受けること。

※ 事業内容の変更とは、各々の経費区分『展示会等への出展（小間料、装飾料、その他）』『展示物等の施作、評価・試験等（原材料費、外注加工費、評価・試験費、その他）』において事業に要する経費総額の20%を超えて変更する場合をいいます。

(2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、事前に届出を行うこと。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに報告して指示を受けること。

(4) 補助事業を完了したときは、その完了した日から30日以内又は当該会計年度の3月25日のいずれか早い日までに実績報告書を提出すること。

(5) 補助事業に関する経理について、その事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存すること。また、必要に応じて行う立ち入り検査に応じなければならない。

(6) 交付年度終了後5年間は、補助事業の成果についての経営状況等の報告を行うこと。

VI お問い合わせ

公益財団法人ひろしま産業振興機構 ひろしま医工連携推進センター

〒730-0052 広島市中区千田町三丁目7番47号 広島県情報プラザ4F

TEL 082-240-7709 FAX 082-242-8628 E-mail : ikouren@hiwave.or.jp